

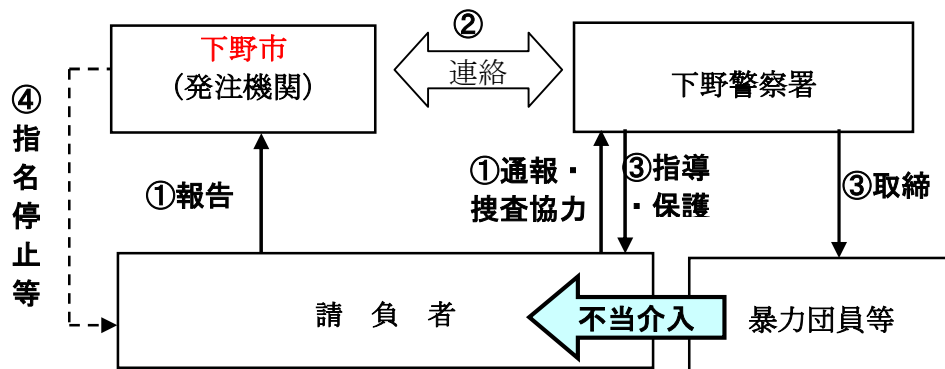
# 下野市の発注する工事等における暴力団員等による 不当介入に対する通報・連絡制度の導入について

## 1. 概要

市の発注する工事等から暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係業者をいう。）による不当介入を排除するための新たな方策として、市工事等の請負者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた場合に、当該事実の警察および市への通報ならびに必要な捜査協力を義務付けるとともに、それらの義務を行わなかった場合には、ペナルティ措置を講ずる仕組みを導入することとしました。

そのため、下野市長と下野警察署長は、「下野市工事等からの暴力団員等の排除に関する合意書」を締結しました。

## 2. 通報・連絡体制



## 3. 合意事項

① 市長は、市工事等の発注に際し、その請負者に対して、当該市工事等の施工等について暴力団員等から不当介入を受けたときは、その旨を速やかに下野警察署および下野市に通報することならびに当該不当介入に関し下野警察署が行う捜査に協力することを義務付ける。

② 市長および署長は、請負者から通報を受けたときは相互にその内容を連絡し合う。

③ 署長は下野市および請負業者に対処の要領について教示し、関係者に万全な保護対策を講ずるほか、関係法令による迅速かつ的確な取締りを行う。

④ 署長は、市工事等において暴力団員等の不当介入があったことを認識した場合において、請負者が下野警察署への通報を行わなかったと認めるときは、その旨を市長に連絡する。

市長は、当該請負者に対して、通報を行わなかった場合は、指名停止等の措置を行う。

## 4. 導入時期

平成22年 4月 1日より

## 5. その他

通報を行わなかった場合の指名停止の期間は、「下野市建設工事等請負業者指名停止等措置要領運用基準」に基づき、原則として2週間とします。